本和訳は、JICA 技術協力専門家が業務上作成したものであり、日本の企業・個人の皆様がベトナムの各種制度等を理解するための参考資料として公開するものです。利用者は、JICA のサイトポリシー(https://www.jica.go.jp/policy/index.html)に従って本和訳を利用し、また、法律上の問題に関してはベトナム語原文を参照してください。JICA は、本和訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本和訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

書式 TB-TKT

ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福

....... 年..... 月...... 日

経済集中届出

拝啓:商工省殿

I. 経済集中に参加する予定の各事業者¹に関する情報

A. 第1事業者名: (大文字の太字で記入してください)
外国語による事業者名 (あれば) :
事業者の略名:
事業登録証明書 (または投資許可書) の番号:
発行機関:
経営分野・業種:
本店の所在地:
電話番号:Fax:
Eメールアドレス(あれば): ウェブサイト(あれば):
(各) 支店(あれば)の所在地:
(各) 駐在員事務所(あれば)の所在地:
事業者の法定代表者の氏名:
身分証明書(または旅券)の番号:
発行機関:発行日:
B. 第1事業者名: (大文字の太字で記入してください)
外国語による事業者名(あれば):
事業者の略名:

¹ そのうち、買収/吸収合併する各事業者/事業者グループ、買収/吸収合併される各事業者/事業者グループ、対象事業者/事業者グループ等をご明記ください。

事業登録	禄証明書(または投資許可書)の番号:					
発行機関	s:	発行日:/	/			
経営分野	予・業種:					
本店の別	「行在地:					
電話番号	1 :Fax:					
Eメール	・ アドレス(あれば): ウェブサイト(あれば):					
	反店(あれば)の所在地:					
	注在員事務所(あれば)の所在地:					
)法定代表者の氏名:					
	月書(または旅券)の番号:					
発行機関	写:	発行日:/.	/			
II. 当事	者が進行する予定の経済集中についての説明					
111. 政令	第 35/2020/ND-CP 号第 13 条に足める経済集中届出の	III. 政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条に定める経済集中届出の枠に関する情報				
			経済集中届出			
No.	届出の枠の指標	届出の枠の額	の場合 仁にチ			
No.	届出の枠の指標	届出の枠の額				
No.	届出の枠の指標 政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合		の場合 (aにチ ェックしてく ださい)			
	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者	 に該当する、経済集	の場合 (aにチ ェックしてく ださい)			
	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業	に該当する、経済集	の場合 (a にチ ェックしてく ださい) 中に参加する予			
I	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直	 に該当する、経済集	の場合 (aにチ ェックしてく ださい)			
I	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における 総財産	に該当する、経済集 3 兆ドン 以上に 達した	の場合 (a にチ ェックしてく ださい) 中に参加する予			
I	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における 総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業	に該当する、経済集3 兆ドン以上に達した3 兆ドン以上に	の場合 (a にチ ェックしてく ださい) 中に参加する予			
I	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における 総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直	に該当する、経済集 3 兆ドン 以上に 達した	の場合 (a にチ ェックしてく ださい) 中に参加する予			
I	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における 総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業	に該当する、経済集3 兆ドン以上に達した3 兆ドン以上に	の場合 (a にチ ェックしてく ださい) 中に参加する予			
I	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総売上高	に該当する、経済集3 兆ドン以上に達した3 兆ドン以上に	の場合 (a にチ ェックしてく ださい) 中に参加する予			
1 1 2	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総売上高 あるいは購入取引高	に該当する、経済集 3 兆ドン以上に 達した 3 兆ドン以上に 達した	の場合 (a にチェックしてく ださい) 中に参加する予			
1 1 2 3	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総売上高 あるいは購入取引高 経済集中の取引価値	に該当する、経済集 3 兆ドン以上に達した 3 兆ドン以上に達した 1 兆ドン以上に	の場合 (a にチェックしてく ださい) 中に参加する予			
1 1 2 3	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総売上高 あるいは購入取引高 経済集中の取引価値 経済集中に参加する予定の事業者の、経済集中を	に該当する、経済集 3 兆ドン以上に達した 3 兆ドン以上に達した 1 兆ドン以上に	の場合 (a にチェックしてください) 中に参加する予			
1 1 2 3	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総売上高 あるいは購入取引高 経済集中の取引価値 経済集中に参加する予定の事業者の、経済集中を 進行する予定の年の直前の会計年度の、関連市場	に該当する、経済集3 兆ドン以上に達した3 兆ドン以上に達した1兆ドン以上20%以上	の場合 (a にチェックしてく ださい) 中に参加する予 □			
1 1 2 3 4 II	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総売上高 あるいは購入取引高 経済集中の取引価値 経済集中に参加する予定の事業者の、経済集中を 進行する予定の年の直前の会計年度の、関連市場 における合同市場占有率 政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 2 項に定める場合 定の各事業者(金融機関、保険事業者、証券会社で	に該当する、経済集 3 兆ドン以上に 達した 3 兆ドン以上に 達した 1兆ドン以上 20%以上 に該当する、経済集 である各事業者)	の場合 (a にチェックしてく ださい) 中に参加する予 □			
1 2 3 4	政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 1 項に定める場合 定の各事業者 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総財産 事業者または当該事業者が構成員である連結事業 者グループの、経済集中を進行する予定の年の直 前の会計年度の、ベトナム市場における総売上高 あるいは購入取引高 経済集中の取引価値 経済集中に参加する予定の事業者の、経済集中を 進行する予定の年の直前の会計年度の、関連市場 における合同市場占有率 政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条 2 項に定める場合	に該当する、経済集 3 兆ドン以上に 達した 3 兆ドン以上に 達した 1兆ドン以上 20%以上 に該当する、経済集 ごある各事業者) 15 兆ドン以上に	の場合 (a にチェックしてく ださい) 中に参加する予 □			

 $^{^2}$ 経済集中に参加する予定の事業者数が 3社以上である場合は、その他の事業者の情報もご記入ください。

	構成員である連結証券会社グループの、経済集中		
	を進行する予定の年の直前の会計年度の、ベトナ		
	ム市場における 総財産		
2	保険事業者または当該事業者が構成員である連結	10 兆ドン以上に	
	保険事業者グループの、経済集中を進行する予定	達した	
	の年の直前の会計年度の、ベトナム市場における		
	総売上高あるいは購入取引高		
3	証券会社または当該会社が構成員である連結証券	3兆ドン以上に	
	会社グループの、経済集中を進行する予定の年の	達した	П
	直前の会計年度の、ベトナム市場における総売上		
	高あるいは購入取引高		
4	保険事業者、証券会社の経済集中の取引価値	3兆ドン以上	
5	経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度	20%以上に達し	
	の、金融機関または当該金融機関が構成員である	た	
	連結金融機関グループの、ベトナム市場における		
	総財産 の、ベトナム市場における金融機関システ		
	ムの総資産における割合		
6	経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度	20%以上に達し	
	の、金融機関または当該金融機関が構成員である	た	
	連結金融機関グループの、ベトナム市場における		
	総収入の、金融機関システムの総収入における割		
	合		
7	経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度に	20%以上	
	おける金融機関システムの総定款資本に対する金		
	融機関の経済集中の 取引価値 の比率		
8	経済集中に参加する予定の事業者の、経済集中を	20%以上	
	進行する予定の年の直前の会計年度の、関連市場		
	における 合同市場占有率 		
	済集中の実施計画(取引履行を開始する予定の時期、 の事業者の計画)	取引を終了させる ⁻	予定の時期、経済
カル	、この経済集中届出および添付書類の内容の誠実性な	こらがに正確性につ!	いて、すべての汝
	を負うと誓約します。		. () () () 1/
		集中について届出す	
€付先 上記	も: のとおり	(署名および捺り	印)
pL			
《付書	持類:		

-